

# 第6期「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(改正素案)の概要

R5.5 北海道水産林務部

## 背景

国では、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画や林業従事者等を取り巻く情勢を踏まえ、道の基本計画の指針となる「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を令和4年10月に改正。

このため、令和4年3月に策定した道の第6期基本計画について、国の基本方針を踏まえ改正。

## 国の基本方針の主な改正内容

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成 | ・再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組の強化<br>・「新しい林業」の実現に必要な造林やICT技術等の知識や技能を持つ人材の確保・育成           |
| 2 林業労働安全対策の強化                   | ・全産業の10倍を超える災害発生状況の改善<br>・伐木作業や小規模経営体の安全対策強化<br>・高性能林業機械等の導入・開発促進                |
| 3 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保        | ・地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合の活用、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進 |
| 4 女性の活躍・定着、外国人材の受入れ             | ・女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進<br>・外国人材の受入れに向けた技能実習2号への追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討     |

## 第6期基本計画の主な改正点

第1 基本計画策定の趣旨 ※変更なし

第2 林業における経営及び雇用の動向 ※統計データ等の時点修正

第3 林業力の確保の促進に関する基本方針

1 林業従事者の育成・確保

○複数の作業内容にも対応できる多能工化の推進

国方針 1

2 労働安全の向上

○緊急時の連絡体制の確保等による労働安全衛生対策の充実

○技能検定制度の活用等による技術の向上

国方針 2

第4 事業者が行う林業労働力の確保に関する目標

1 林業従事者の育成・確保

(6) 女性従事者等の活躍の促進

○一般事業主行動計画の策定等による出産・育児に配慮した取組の推進

○トイレの整備等による就業環境の改善

○ハラスメント防止対策の徹底

○ワーク・ライフ・バランスの推進による安心して働きやすい環境整備

国方針 4

(7) 林業従事者のキャリア形成支援

○複数の作業やデジタル技術等の習得による多能工化の推進

国方針 1

2 労働安全の向上

○緊急時の連絡体制の確保や林業分野への導入が検討されている

技能検定制度の活用等による労働安全衛生対策の充実強化

国方針 2

第5 林業労働力の確保の促進を図るための施策

2 林業従事者の育成・確保を図るための施策

(4) 労働条件の改善

○ワーク・ライフ・バランスの推進による従事者の確保と育成・定着に向けた取組の促進

国方針 4

(5) 林業従事者の技術・技能の向上

○複数の作業工程やデジタル技術等の習得による多能工化の推進

国方針 1

3 労働安全の向上を図るための施策

○緊急時の連絡体制の確保に資する安全装備などの導入促進

国方針 2

第6 その他林業労働力の確保に関する事項

2 山村地域の活性化及び定住環境の整備

○再造林の推進などの地域課題を踏まえた、林業への新規参入や起業等による多様な担い手の確保の推進

国方針 3

4 外国人材の適正な受入

○受入事業主による外国人の技能実習の適正な実施に向け、関係法令を遵守するとともに、適正な雇用契約、就業環境の整備が行われるよう関係機関と連携し周知・指導

国方針 4

### 【指標】

★新規参入者数

1,600人(R4~R13年度(2022~2031年度))

⇨現状:764人(H28~R2年度(2016~2020年度))

★高性能林業機械等による伐倒の割合

50%(R13年度(2031年度))

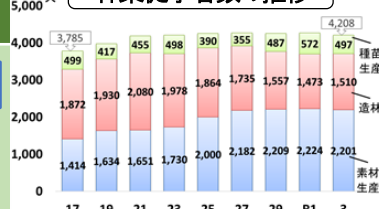
⇨現状:37%(R元年度(2019年度))

★素材生産性

13.0m<sup>3</sup>/人日(R13年度(2031年度))

⇨現状:9.1m<sup>3</sup>/日(R元年度(2019年度))

林業従事者数の推移



労働災害による死傷者数の推移

